

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
(當日起きは、その翌日)

平成十年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成九年十一月七日現在の地番による。)
大字瀬戸字陣場平	大字瀬戸字白山の全域

目

次

◇告示字の区域の変更等 (市町村振興課)

土地改良法による換地処分 (農村整備課)

保安林の指定の解除 (森林保全課)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (水産課)

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

土地収用法による事業の認定 (管理課)

◇選管告示 落札者の決定 (病院局総務課)

告示

鳥取県告示第七百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大

栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る大倉地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

大字瀬戸字金毛	大字瀬戸字陣場平のうち一〇四三の一部、一〇四五の一部、一〇四五、一〇四六から一〇四九までの一部、一〇五〇から一〇五一まで、一〇五四から一〇五七まで、一〇九四の一部、一〇九四の二、一一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字瀬戸字陣場平前	大字瀬戸字陣場平一〇四三の一部、一〇四五の一部、一〇四五、一〇四六から一〇四九までの一部、一〇五〇から一〇五一まで、一〇五四から一〇五七まで、一〇九四の一部、一〇九四の二、一一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字瀬戸字鐘鑄谷	大字瀬戸字鐘鑄谷一二七五の七、一二七五の八 大字瀬戸字鐘鑄谷のうち一二三三の二、一二三三の二の一部、一二三五の一の一部以外の区域

大字瀬戸字向金毛四七〇の一、四七〇の二、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字瀬戸字岩子山のうち五三〇の一、五三三、五四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字瀬戸字松子谷のうち一〇一七の二、一〇三四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一七の一、一〇三、一〇三二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字瀬戸字鐘鑄谷のうち一一七五の七、一一七五の八以外の区域
大字瀬戸字向金毛のうち四七〇の一、四七〇の二、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字瀬戸字金毛二二三三の二、二二三三の二の一部、一二二五の一の一部
大字瀬戸字金毛二二三三の二、二二三三の二の一部、一二二五の一の一部	大字瀬戸字向金毛四七一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字瀬戸字奥金毛のうち四八二の三の一部、四八二の四の一部、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字瀬戸字向金毛四七一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字瀬戸字小屋六一の五	大字瀬戸字小屋六一の五
大字瀬戸字白山、大字瀬戸字松子谷前、大字瀬戸字陣場平前	大字瀬戸字小屋のうち六一の五以外の区域
廃止する字の名称	

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大倉地区第一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字榎保木九七七の二、九七七の三、九七九の三から九七九の六まで、九七九の一四、九七九の一五

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百三十九号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成十年十一月二十日から施工する。

平成十年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一 経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、同項貸付限度額の欄中「ロラン受信機を設置する場合にあっては一台につき百万円」を削り、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中「四 動力式網さばき機」を「四 漁業用ソナー」に改め、同項貸付限度額の欄中「六十万円」を「百二十万円」に、「動力式網さばき機を設置する場合にあっては一台につき七十万円」を「百二十万円」に改め、同表資源管理型漁業推進資金の項貸付対象の欄を次のように改める。

- 一 水産資源の管理に関する取決めに基づき、その管理を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等で、知事が別に定める基準に適合するものの購入又は設置に必要な資金
- 二 一と併せて、低利用資源又は未利用資源の開発又は利用及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な次に掲げる機器等で、知事が別に定める基準に適合するものの購入又は設置に必要な資金
- ア 低利用資源又は未利用資源の開発又は利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設、加工施設等

鳥取県告示第七百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

高草あすなろ

鳥取市大楠三三〇

一起業者の名称
日野病院組合及び日野町二 事業の種類
日野病院移転新築事業及び町道野田宮ノ前線道路改築事業三 起業地
1 日野病院組合起業に係る部分

(1) 収用の部分 日野郡日野町野田字井出先岸下タ、字川淵、字袋尻、字塚ノ元及び字原長畠ヶ地内
(2) 使用の部分 なし

2 日野町起業に係る部分
(1) 収用の部分 日野郡日野町野田字原長畠ヶ、字鶴ノ子ノ上ミ、字袋尻、字塚ノ元、字クナ通及び字御崎ノ前地内
(2) 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
日野郡日野町根雨一〇一

日野町役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十年十一月二十日

選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

二の表ケアハウスいなば幸朋苑の項の次に次のように加える。

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年11月20日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| (1)調達件名及び数量 | 血管撮影画像処理装置 一式 |
| (2)契約方式 | 一般競争入札 |
| (3)落札決定日 | 平成10年10月29日 |
| (4)落札者の氏名及び住所 | 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3-27 |
| (5)落札価格 | 119,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| (6)入札公告日 | 平成10年9月18日 |
| (7)落札方式 | 最低価格落札方式 |
| (8)契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務部管財課
倉吉市東昭和町150 |

平成10年11月20日 金曜日